

「ウイルスチェックサービス利用規約」利用規約

【現改比較表】 2023年12月1日現在

～2023年12月31日

2024年1月1日～

目次

第4章 契約

第1節 [第1種ウイルスチェックサービスに係る契約](#)

第7条 [契約の単位](#)

第8条 [第1種契約申込みの方法](#)

第9条 [第1種契約申込みの承諾](#)

第9条の2 [種類の変更](#)

第10条 [届出事項の変更](#)

第11条 [第1種契約者の地位の承継](#)

第12条 [第1種契約者の氏名等の変更の届出](#)

第13条 [第1種契約に基づく権利の譲渡](#)

第14条 [第1種契約者が行う第1種契約の解除](#)

第15条 [当社が行う第1種契約の解除](#)

第3節の2 [第4種ウイルスチェックサービスに係る契約](#)

第21条の7 削除

第21条の8 [契約の単位](#)

第21条の9 [第4種契約申込みの方法](#)

第21条の10 [第4種契約申込みの承諾](#)

第21条の11 [区分の変更](#)

第21条の12 [当社が行う第4種契約の解除](#)

第21条の13 [その他の提供条件](#)

目次

第4章 契約

第1節 [削除](#)

第7条 [削除](#)

第8条 [削除](#)

第9条 [削除](#)

第9条の2 [削除](#)

第10条 [削除](#)

第11条 [削除](#)

第12条 [削除](#)

第13条 [削除](#)

第14条 [削除](#)

第15条 [削除](#)

第3節の2 [削除](#)

第21条の7 削除

第21条の8 [削除](#)

第21条の9 [削除](#)

第21条の10 [削除](#)

第21条の11 [削除](#)

第21条の12 [削除](#)

第21条の13 [削除](#)

第3節の4 [第6種ウイルスチェックサービスに係る契約](#)

第21条の19 [契約の単位](#)

第21条の20 [第6種契約申込みの方法](#)

第21条の21 [第6種契約申込みの承諾](#)

第21条の22 [区分の変更](#)

第21条の23 [当社が行う第6種契約の解除](#)

第21条の24 [その他の提供条件](#)

第4節 オンラインスキャンプログラムに係る契約

第22条 契約の単位

第23条 オンラインスキャンプログラムの申込

第24条 利用申込の承諾

第25条 オンラインスキャンプログラムの内容変更

第1章 総則

(定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

第3節の4 [削除](#)

第21条の19 [削除](#)

第21条の20 [削除](#)

第21条の21 [削除](#)

第21条の22 [削除](#)

第21条の23 [削除](#)

第21条の24 [削除](#)

第4節 [削除](#)

第22条 [削除](#)

第23条 [削除](#)

第24条 [削除](#)

第25条 [削除](#)

第1章 総則

(定義)

第4条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	図しない動作をする等の機能。
4 オンラインスキャンプログラム	ホスティング契約者が、本規約第6条に規定する当社が別に定めるホームページに接続しダウンロードする、ウイルス検知、駆除用のプログラム
5 ウイルスチェック契約	当社からウイルスチェックサービスを受けるための契約
6 ウイルスチェック契約者	当社とウイルスチェック契約を締結している者
7 第1種契約	当社から第1種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
8 第1種契約者	当社と第1種契約を締結している者
9 第4種契約	当社から第4種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
10 第4種契約者	当社と第4種契約を締結している者
11 第6種契約	当社から第6種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
12 第6種契約者	当社と第6種契約を締結している者
13 第7種契約	当社から第7種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
14 第7種契約者	当社と第7種契約を締結している者
15 オンラインスキャンプログラム契約	当社からオンラインスキャンプログラムサービスを受けるための契約
16 オンラインスキャンプログラム契約者	当社とオンラインスキャンプログラム契約を締結している者
17 ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの
18 ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第1種ホスティングサービス、第2種ホスティングサービス、第4種ホスティングサービス及び第8種ホスティングサービス
19 ホスティング契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるための契約
20 ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
21 ホスティング契約者識別符号	ホスティング契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、ホスティング契約に基づいて当社がホスティング契約者に割り当てるもの

第2章 ウイルスチェックサービスの種類等

(ウイルスチェックサービスの種類)

第5条 ウイルスチェックサービスには、次の種類があります。

	図しない動作をする等の機能。
4 削除	削除
5 ウイルスチェック契約	当社からウイルスチェックサービスを受けるための契約
6 ウイルスチェック契約者	当社とウイルスチェック契約を締結している者
7 削除	削除
8 削除	削除
9 削除	削除
10 削除	削除
11 削除	削除
12 削除	削除
13 第7種契約	当社から第7種ウイルスチェックサービスの提供を受けるための契約
14 第7種契約者	当社と第7種契約を締結している者
15 削除	削除
16 削除	削除
17 ウイルスパターンファイル	コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの
18 ホスティングサービス	当社のIP通信網サービス契約約款及び料金表に規定する第8種ホスティングサービス
19 ホスティング契約	当社からホスティングサービスの提供を受けるための契約
20 ホスティング契約者	当社とホスティング契約を締結している者
21 ホスティング契約者識別符号	ホスティング契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、ホスティング契約に基づいて当社がホスティング契約者に割り当てるもの

第2章 ウイルスチェックサービスの種類等

(ウイルスチェックサービスの種類)

第5条 ウイルスチェックサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種ウイルスチェックサービス	第1種ホスティング契約（メールホスティングサービスに係る契約に限ります。）に対して提供するもの
第4種ウイルスチェックサービス	第2種ホスティング契約に対して提供するもの
第6種ウイルスチェックサービス	第4種ホスティング契約に対して提供するもの
第7種ウイルスチェックサービス	第8種ホスティング契約に対して提供するもの
オンラインスキャンプログラムサービス	オンラインスキャンプログラム契約者が、自営端末設備に含まれるコンピュータウイルスを検知、駆除するために、本規約第6条に規定する当
	社が別に定めるホームページに接続して提供するウイルスチェックサービス

第3章 ウイルスチェックサービスの提供

（ウイルスチェックサービスの提供範囲）

第6条 当社は、ウイルスチェックサービスに係る電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。以下同じとします。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

2 オンラインスキャンプログラムは、ホスティング契約者が、当社が別に定めるホームページに接続し、自営端末設備にダウンロードすることにより、自営端末設備に現に存在するウイルスについて検知、駆除を行うことを可能とするものです。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除実施時における当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

3 前項の場合、検知及び駆除の対象となる契約者の設置する自営端末設備内のファイルの

種 類	内 容
第7種ウイルスチェックサービス	第8種ホスティング契約に対して提供するもの

第3章 ウイルスチェックサービスの提供

（ウイルスチェックサービスの提供範囲）

第6条 当社は、ウイルスチェックサービスに係る電子メールメッセージ等の送信又は受信の際、当該電子メールメッセージ等に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」と言います。以下同じとします。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除を行います。ただし、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が別に定めるウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

2 削除

3 削除

状態、自営端末設備の種類又はその他の理由により、自営端末設備にダウンロードできない場合があります。

4 オンラインスキャンプログラムは、ホスティング契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェックとして完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」又は「Email Security Platform for Service Provider」とします。

(注) 本条第1項及び第2項に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、ウイルスチェックサービスにおいて検知、駆除可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/>

(注) 本条第2項に規定する当社が別に定めるホームページのURLは下記の通りとします。 URL: <http://www.ocn.ne.jp/>

第4章 契約

第1節 第1種ウイルスチェックサービスに係る契約

4 削除

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるソフトウェアとはトレンドマイクロ株式会社が提供する「InterScan VirusWall」又は「Email Security Platform for Service Provider」とします。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定めるウイルスパターンファイルとは、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルとします。ただし、トレンドマイクロ株式会社が下記URL に掲示するウイルスパターンファイルを、ウイルスチェックサービスにおいて検知、駆除可能となるのは、トレンドマイクロ株式会社による当該ウイルスパターンファイル更改後2日後以降となります。

URL: <http://www.trendmicro.co.jp/>

第4章 契約

第1節 削除

(契約の単位)

第7条 当社は、1の独自ドメイン名（第1種ホスティング契約（メールホスティングサービスに係る契約に限ります。以下この節において同じとします。）に係るものに限ります。）につき1の第1種契約を締結します。この場合、第1種契約者は、1の第1種契約につき1人に限ります。

(第1種契約申込みの方法)

第8条 第1種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の申込書に必要事項を記載し、契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に申し込むものとします。当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(第1種契約申込みの承諾)

第9条 当社は第1種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第1種契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 第1種契約の申込みをした者がその契約に係る第1種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第1種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第1種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第1種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第1種契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号の規定のいずれ

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

かに該当し、I P通信網サービス若しくは第1種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はI P通信網契約若しくは第1種契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第1種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

(6) 第1種契約の申込みをした者が、第5章禁止行為に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(種類の変更)

第9条の2 第1種契約者は、第1種契約に係る種類の変更（第1種契約及び第3種契約の相互間の変更に係るものに限ります。）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（第1種契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

(届出事項の変更)

第10条 第1種契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た内容に変更が生じた場合、遅滞なく、その旨を当社に届け出るものとします。契約者が変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負いません。

(第1種契約者の地位の承継)

第11条 第13条（第1種契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、相続又は法人の合併

第9条の2 削除

第10条 削除

第11条 削除

により第1種契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(第1種契約者の氏名等の変更)

第12条 第1種契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(第1種契約に基づく権利の譲渡)

第13条 利用権（ウイルスチェック契約者がウイルスチェック契約に基づいてウイルスチェックサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

第12条 削除

第13条 削除

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 利用権を譲り受けようとする者が、そのウイルスチェック契約に係る第1種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。

(2) 前項に規定する書面に虚偽の事項を記載し若しくは記入漏れがある場合又はその添付書類に不備がある場合。

(3) 利用権を譲り受けようとする者が、ウイルスチェックサービスの料金又は工事に
関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、ウイルスチェック契約者の有していた一切の
権利及び義務を承継します。

(第1種契約者が行う第1種契約の解除)

第14条 第1種契約者は、第1種契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当
社所定の様式に記入していただき、ウイルスチェックサービス取扱所に書面により通知し
ていただきます。

(当社が行う第1種契約の解除)

第15条 当社は、第29条（利用停止）の規定により第1種ウイルスチェックサービスの利
用停止をされた第1種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第1種契約を解
除することがあります。

第14条 削除

第15条 削除

2 当社は、第1種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第1種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第1種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第1種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第1種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3節の2 第4種ウイルスチェックサービスに係る契約

(契約の単位)

第21条の8 当社は、1の第2種ホスティング契約につき1の第4種契約を締結します。この場合、第4種契約者は、1の第4種契約につき1人に限ります。

(第4種契約申込みの方法)

第21条の9 第4種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、次に掲げる事項について記載した申込書を契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出して頂きます。

(1) 第4種ウイルスチェックサービスに係る区別及び区分

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

第3節の2 削除

第21条の8 削除

第21条の9 削除

(第4種契約申込みの承諾)

第21条の10 当社は第4種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾
します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第4種契約の申込みを承諾しな
いことがあります。

(1) 第4種契約の申込みをした者がその契約に係る第2種ホスティング契約者と同一
の者とならないとき。

(2) 第4種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第4種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第4種ウイルスチェックサー
ビスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第4種契約の申込みをした者が、第29条(利用停止)第1項各号の規定のいずれか
に該当し、IP通信網サービス若しくは第4種ウイルスチェックサービスの利用を停止さ
れている又はIP通信網契約若しくは第4種契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第4種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提
出したとき。

(6) 第4種契約の申込みをした者が、第5章禁止行為に定める行為をする恐れがあると当
社が判断したとき。

(7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があると
き。

(区分の変更)

第21条の10 削除

第21条の11 第4種契約者は、第4種契約に係る区分の変更の請求をすることができま
す。

2 前項の請求があったときは、当社は、第21条の10（第4種契約申込みの承諾）の規定
に準じて取扱います。

（当社が行う第4種契約の解除）

第21条の12 当社は、第29条（利用停止）の規定により第4種ウイルスチェックサービス
の利用停止をされた第4種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第4種契約
を解除することがあります。 2 当社は、第4種契約者が第29条第1項各号の規定のいづ
れかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に
特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定 にかかわらず、第4種ウイル
スチェックサービスの利用停止をしないでその第4種契約を解除すること
があります。

3 当社は、前2項のほか、次の場合は、その第4種契約を解除することがあります。

(1) 第4種契約に係る第2種ホスティング契約が解除された場合。

(2) 第4種契約に係る第2種ホスティングサービスに係る区分が変更された場合。

4 当社は、前3項の規定により、その第4種契約を解除しようとするときは、あらかじめ
第4種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りであ
りません。

（その他の提供条件）

第21条の13 届出事項の変更、第4種契約者の地位の承継、第4種契約者の氏名等の変

第21条の11 削除

第21条の12 削除

第21条の13 削除

更、第4種契約に基づく権利の譲渡及び第4種契約者が行う第4種契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準じるものとします。

第3節の4 第6種ウイルスチェックサービスに係る契約

(契約の単位)

第21条の19 当社は、1の第4種ホスティング契約につき1の第6種契約を締結します。

この場合、第6種契約者は、1の第6種契約につき1人に限ります。

(第6種契約申込みの方法)

第21条の20 第6種契約の申込みをするときは、本規約の内容を承諾したうえで、次に掲げる事項について記載した申込書を契約事務を行うウイルスチェックサービス取扱所に提出して頂きます。

(1) 第6種ウイルスチェックサービスに係る区分

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 当社は、自署捺印、運転免許証その他の公的機関が発行する身分証明書の提示又はその写しの提出等を求めることがあります。

(第6種契約申込みの承諾)

第21条の21 当社は第6種契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その第6種契約の申込みを承諾しな

第3節の4 削除

第21条の19 削除

第21条の20 削除

第21条の21 削除

いことがあります。

(1) 第6種契約の申込みをした者がその契約に係る第4種ホスティング契約者と同一の者とならないとき。

(2) 第6種ウイルスチェックサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(3) 第6種契約の申込みをした者がIP通信網サービス又は第6種ウイルスチェックサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) 第6種契約の申込みをした者が、第29条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、IP通信網サービス若しくは第6種ウイルスチェックサービスの利用を停止されている又はIP通信網契約若しくは第6種契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第6種契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した申込書を提出したとき。

(6) 第6種契約の申込みをした者が、第5章禁止行為に定める行為をする恐れがあると当社が判断したとき。

(7) その他当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(区分の変更)

第21条の22 第6種契約者は、第6種契約に係る区分の変更（プラン1、プラン2及びプラン3の相互間に係るものに限り、）の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第21条の21（第6種契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

第21条の22 削除

(当社が行う第6種契約の解除)

第21条の23 当社は、第29条（利用停止）の規定により第6種ウイルスチェックサービスの利用停止をされた第6種契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第6種契約を解除することがあります。 2 当社は、第6種契約者が第29条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のウイルスチェックサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第6種ウイルスチェックサービスの利用停止をしないでその第6種契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項のほか、次の場合その第6種契約を解除することがあります。

(1) 第6種契約に係る第4種ホスティング契約が解除された場合。

(2) 第6種契約に係る第4種ホスティングサービスに係る区分が変更された場合。

4 当社は、前3項の規定により、その第6種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第6種契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(その他の提供条件)

第21条の24 届出事項の変更、第6種契約者の地位の承継、第6種契約者の氏名等の変更、第6種契約に基づく権利の譲渡及び第6種契約者が行う第6種契約の解除に関する取扱いについては、第1種契約の場合に準ずるものとします。

第4節 オンラインスキャンプログラムに係る契約

第21条の23 削除

第21条の24 削除

第4節 削除

(契約の単位)

第22条 当社は、1のホスティング契約者識別符号につき1のオンラインスキャンプログラム契約を締結します。

(オンラインスキャンプログラム契約の申込み)

第23条 オンラインスキャンプログラム契約の提供を受けることを希望する者は、オンラインスキャンプログラム契約の申込みのつど、第6条第2項に規定するホームページに接続し、本規約の内容に同意していただきます。

(利用申込みの承諾)

第24条 当社は第23条に規定するオンラインスキャンプログラム契約の申込みがあった場合には、申込みのつど、承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、オンラインスキャンプログラム契約の申込みをした者が次のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) オンラインスキャンプログラム契約の申込みをした者がホスティング契約者でないとき。
- (2) オンラインスキャンプログラムを提供する当社又は当社が別に定める者の電気通信設備上又は業務運営上その申込を承諾することが著しく困難なとき。
- (3) その他、オンラインスキャンプログラム契約の申込みをした者が本プログラムを利用することについて不適當であるとき。

(注) 本条第2項で当社が別に定める者とは、本規約第6条に規定する当社が別に定めるソフトウェアを提供する会社とします

第22条 [削除](#)

第23条 [削除](#)

第24条 [削除](#)

(オンラインスキャンプログラム契約の内容変更)

第25条 当社は、必要に応じてホスティング契約者の許諾を得ることなく、オンラインスキャンプログラム契約の内容変更を行うことができるものとします。この場合、当社はホスティング契約者にその変更の内容について通知します。

料金表

通則

第1表 料金

1 第1種契約に係るもの

1-1 適用

第1種契約に係る利用料金については、登録可能メールアドレス数（メールホスティングサービスに係るものに限り、）10 までごとに適用します。

1-2 料金額

区 分	単 位	料金額
ウイルスチェックサービスに係る登録可能メールアドレス数（メールホスティングサービスに係るものに限り、）	10 までごとに月額	3,000 円 (3,300 円)

4 オンラインスキャンプログラム契約に係るもの

4-1 適用

オンラインスキャンプログラム契約に係る利用料金については、ホスティング契約者等識別符号ごとに適用します。

第25条 削除

料金表

通則

第1表 料金

1 削除

4 削除

4-2 料金額

区 分	料 金 額
ホスティング契約者識別符号ごとに	二

5 第4種契約に係るもの

5-1 適用

(1) 第4種ウイルスチェックサービスの区別及び区分に関する料金の適用	ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第4種ウイルスチェックサービスの区別を定めます。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスにおけるオペレーションシステムがFreeBSDのもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	タイプ1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスにおけるオペレーションシステムがFreeBSDのもの				
区 別	内 容								
タイプ1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスにおけるオペレーションシステムがFreeBSDのもの								
	イ 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第4種ウイルスチェックサービスの区分を定めます。								
	タイプ1のもの								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン1のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン2のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン3のもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン1のもの	プラン2	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン2のもの	プラン3	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン3のもの
区 分	内 容								
プラン1	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン1のもの								
プラン2	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン2のもの								
プラン3	第4種契約に係る第2種ホスティングサービスのタイプ1における区分がプラン3のもの								

備考
1 第4種ウイルスチェックサービスにおいて利用することができる電子メールのサーバソフトウェアは、Sendmail社のSendmailとします。

2 第4種契約者は、次の場合、第4種ウイルスチェックサービスの利用ができないことがあります。
 (1) 第4種契約者が1に定めるサーバソフトウェア以外のソフトウェアを利用した場合。
 (2) Sendmail.cfファイルを第4種契約者が自ら変更した場合。
 3 当社は、2の規定により、その第4種ウイルスチェックサービスを利用することができなかったことにより発生した損害について負担しないものとします。

5 削除

5-2 料金額 (タイプ1に係るもの)

区 分	単 位	料 金 額
プラン1	1のプランごとに月額	10,000 円 (11,000 円)
プラン2	1のプランごとに月額	20,000 円 (22,000 円)
プラン3	1のプランごとに月額	30,000 円 (33,000 円)

6 第6種契約に係るもの

6-1 適用

区 分	内 容										
(1) 第6種ウイルスチェックサービスの区分に関する料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり第6種ウイルスチェックサービスの区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL1のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン2</td> <td>第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL2のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン3</td> <td>第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL3のもの</td> </tr> <tr> <td>プラン4</td> <td>第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランPSのもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	プラン1	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL1のもの	プラン2	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL2のもの	プラン3	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL3のもの	プラン4	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランPSのもの
区 分	内 容										
プラン1	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL1のもの										
プラン2	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL2のもの										
プラン3	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランL3のもの										
プラン4	第6種契約に係る第4種ホスティングサービスの区分がプランPSのもの										

- 備考
- 第6種ウイルスチェックサービスにおいて利用することができる電子メールのサーバソフトウェアは、Sendmail 社の Sendmail とします。
 - 第6種契約者は、次の場合、第6種ウイルスチェックサービスの利用ができないことがあります。
 - 第6種契約者が1に定めるサーバソフトウェア以外のソフトウェアを利用した場合。
 - Sendmail.cf ファイルを第6種契約者が自ら変更した場合。
 - 当社は、2の規定により、その第6種ウイルスチェックサービスを利用することができなかったことにより発生した損害について負担しないものとします。

6-2 料金額

1 契約ごとに月額

6 削除

区 分	料 金 額
プラン1	10,000 円 (11,000 円)
プラン2	20,000 円 (22,000 円)
プラン3	30,000 円 (33,000 円)
プラン4	360,000 円 (396,000 円)

7 第7種契約に係るもの

7-2 料金額

区 分	単 位	料金額
基本額	1の契約ごとに月額	10,000 円 (11,000 円)

第2表 工事に関する費用 (工事費)

2 工事費の額

	区 分	単 位	工事費の額
ネットワ ーク工事 費	(ア) 第1種契約の利用の開 始に関する工事の場合	1の工事ごとに	2,000 円 (2,200 円)
	(イ) 第4種契約の利用の開 始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)
	(ウ) 第6種契約の利用の開 始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)
	(イエ) 第7種契約の利用の 開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)

7 第7種契約に係るもの

7-2 料金額

区 分	単 位	料金額
基本額	1の契約ごとに月額	11,500 円 (12,850 円)

第2表 工事に関する費用 (工事費)

2 工事費の額

	区 分	単 位	工事費の額
ネットワ ーク工事 費	(ア) 削除	削除	削除
	(イ) 削除	削除	削除
	(ウ) 削除	削除	削除
	(エ) 第7種契約の利用の 開始に関する工事の場合	1の工事ごとに	4,000 円 (4,400 円)

附 則（令和5年11月24日 C A S 2サ000400003253-01）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。